

Title	表紙 目次
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1954
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.47, No.12 (1954. 12)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19541201--001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

三田學會雜誌

慶應義塾經濟學會

十二月號

聖トーマスの財産論について……………平井新(一) 産業生産性の計測……………尾崎巖(三) —製紙産業への適用— 資料 イギリス労働黨の國有化理論……………飯田鼎(三) —國有化政策の背後にひそむもの— 宗門改帳より壬申戸籍へ(一)……………速水融(三) —維新期の人口調査とその一例— 書評及び紹介 經濟學關係文献目錄
--

第四十七卷

第十二號

MITA GAKKAI ZASSHI

(Mita Journal of Economics)

Vol. 47, No. 11

November, 1954

CONTENTS

	Page
On the Input-Output Model…………… <i>Y. Chigusa, I. Okuma</i>	(1)
Agrar-politics in Rome—especially about “Cicero, de <i>lege agraria</i> ”…………… <i>H. Uono</i>	(14)
Material	
Problems on the Labour Consciousness—Research for the Factories…………… <i>Y. Aonuma</i>	(41)
Review and Note	

Published for
KEIO-GIJUKU KEIZAI GAKKAI

(The Keio Economic Society)

Editorial communications to be sent to
the Editor, Keio-Gijuku Keizai Gakkai,

Keio-Gijuku University,
Mita, Minato-ku, Tokyo, Japan.

Price 70 Yen net

書評及び紹介

「社會改革の新構想」——新フェビアン論集……………	氣賀健三(七五)
關 嘉彦著 「英國労働黨の社會主義政策」……………	飯田鼎(七六)
ベルトラン・ド・ジュヴネル「再分配の倫理」……………	富田重夫(七九)
モリス・ドップ著 「資本主義發展の研究I」……………	尾城太郎(八〇)
京大近代史研究會譯……………	平野絢子(八二)
近藤康男監修 「農地改革」……………	金丸平八(八四)
大谷省三編集……………	小尾恵一郎(八六)
小出 博編 「日本の水害」……………	片岡一郎(八九)
モルゲンシュテルン 「實驗と大規模計算」……………	片岡一郎(八九)
ジョン・D・ホーン 「スーパーマーケットによる非食料商品の販賣」……………	片岡一郎(九二)
パウロ・D・コンツァリス 「配給における雇傭、賃銀及び労働關係」……………	飯島瑞子(九五)
ユージン・ステリー 「未開發諸國の將來——經濟發展の政治的意義」……………	

聖トーマスの財産論について

平井新

十三世紀にアリストテレスの「國家學」が翻譯されるまでは、聖書とアウグスチヌスの財産論が決定的のものであつた。十三世紀におけるアリストテレスの著作の再発見は傳來の財産論の上に深刻なる影響を與えずにはおかなかつた。それは、傳來の理論と異つて、アリストテレスの「國家學」には、私有財産は自然的で且つよきものであるという前代未聞の思想が説かれていたからである。この思想はこれまで、久しく支配的であつた教父及びグラチアヌス法令集の思想とは根本的に相容れぬものであつた。無論、傳統的なストア的キリスト教的財産論もこの時代には既に一部の神學者や教會法學者達の數次の批判をうけて、大きく動搖を見せていたのであるが、アリストテレスの「國家學」の翻譯出現は、これらの批評家達に新銳の武器と權威とを供するものであつたのである。

中世初期の財産論は既に強大化した十三世紀の教會にとつて相應らしいものではなくなつていた。思えば、アウグスチヌスの財産論が建設されたのは、一方においてはローマ帝國が日々に衰退を見せつゝ、他方において教會が異教と